

精神障害者地域活動促進事業業務委託に係る企画提案競技実施要綱

1 目的

この要綱は、精神障害者地域活動促進事業業務委託に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

2 委託対象業務

(1) 業務名

精神障害者地域活動促進事業

(2) 業務内容

「精神障害者地域活動促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

616,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

営利法人、非営利法人（医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）、その他知事が適当と認める法人及び団体であって、次の各号すべてを充たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする精神保健福祉に関する普及啓発や地域で活動する関係団体の育成及び支援を行う事業の契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、所定の成果を上げていること。
- (2) 専門的な知識、技術を有し、精神障害者の福祉に関する普及啓発及び地域での精神保健福祉活動の支援等を実施できること。
- (3) 必要な専門性と特殊性を有し、県内全域において円滑に業務を遂行できること。
- (4) 地域の保健、医療及び福祉の関係機関と連携し調整する能力を有すること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている法人。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加を制限されている法人。

ウ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている法人。

エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている法人。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立てがな

されている法人。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している法人。

4 スケジュール

3月12日(木)	企画提案募集ホームページ掲載
3月16日(月) 午後5時	質問受付期限
3月18日(水)	質問への回答
3月23日(月) 午後4時	企画提案書提出期限
3月下旬	審査委員会の開催
3月下旬	審査委員会審査結果通知

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式4)

イ 提出方法

(ア) 電子メール(送信後、確認の電話連絡をすること)

ウ 受付期限

令和8年3月16日(月) 午後5時

エ 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

電話 048-830-3295

電子メールアドレス: a3310-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

ア 回答方法

(ア) 質問に対する回答は、質問者名を伏せて、埼玉県公式ホームページ(障害者福祉推進課のページ)で公表する。

(イ) 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

(ウ) 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

(エ) 質問内容によっては回答しない場合がある。

イ 回答期日

令和8年3月18日(水)

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」を参照の上、次の書類を提出すること。

ア 企画提案提出書(様式1)

イ 企画提案書(様式任意)

ウ 業務実施体制予定調書(様式2)

エ 法人の概要がわかるもの(様式3及び法人のパンフレット等)

オ 参考見積書(様式任意)

・委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借

料等の経費区分の積算がわかるようにすること。

・見積額が、本要綱 2 (4) の委託上限額を超える場合は、審査の対象外とする。

(2) 提出方法

県庁ファイル便（送信の準備が出来たら (4) の提出先に連絡すること）
持参又は郵送による提出は認めない

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 4 時

(4) 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電 話 048-830-3295
電子メールアドレス：a3310-04@pref.saitama.lg.jp

7 業務委託先候補事業者の選定

(1) 業務委託先候補事業者の選定方法

ア 埼玉県が設置する「精神障害者地域活動促進事業業務委託先候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、企画提案の審査及び業務委託先候補事業者の選定を行う。

イ 埼玉県は、提出された企画提案書及びその他の書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を事業委託先候補事業者として選定する。なお、応募状況等により書面審査とすることがある。企画提案事業者が 1 者のみの場合も同様の方法により選定可否を決定する。

ウ 企画提案者多数の場合は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を選定委員会による審査の対象とする。

エ 一次審査の結果については、企画提案者へ個別に通知する。

(2) 選定委員会による審査

ア 実施日時

別途連絡する

イ 実施場所

別途連絡する

ウ 審査時間

プレゼンテーションを実施する場合、1 者につき 20 分程度、質疑応答 30 分程度

エ 出席者

1 者につき 3 名以内とする。

オ プレゼンテーション

(ア) 企画提案書の内容に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

(イ) 原則としてオンラインで実施する。

なお、身体障害等特別な配慮が必要な場合は、その旨企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 適切な人員配置及び事務実施場所が確保できるか。
- (イ) 事業遂行にあたり計画的なスケジュールとなっているか。
- (ウ) 配置される人員は専門的な知識、技術を有しているか。
- (エ) 行政及び地域の保健、医療及び福祉の関係機関との連携は行えるか。
- (オ) 事業効果等を十分理解し、精神障害者の福祉に関する普及啓発及び地域での精神保健福祉活動の支援等を実施できるか。

キ 審査方法

応募状況により、書面審査とする場合がある。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、企画提案書の提出者全員に文書で通知するとともに、埼玉県公式ホームページにおいて公表する。

8 委託候補者選定後の手続

委託候補に選定された者は業務内容に関する細目事項について県と協議を行うものとする。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者との協議が整わない場合や委託締結までの間に委託候補者に事故がある場合は、評価が2番目に高かった者を委託候補者とする。

9 企画提案競技の停止、中止又は取消し

令和8年度歳出歳入予算案が議決されなかったとき又は当該事業費に係る減額があった時のほか、やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止し、中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10 その他

- (1) 企画提案競技への参加に係る費用（企画提案書の作成・提出、選定委員会参加に要する費用等）については、参加者の負担とする。
- (2) 埼玉県に提出された書類については、返却しない。
- (3) 企画提案書による提案内容については、埼玉県に帰属する。

11 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

電話 048-830-3295

FAX 048-830-4789

電子メールアドレス a3310-04@pref.saitama.lg.jp